

子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

資料 7

子育て世帯臨時特例給付金とは、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。

支給対象者

平成 27 年 6 月分の児童手当を支給される方が対象です。

- ※ 特例給付（児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童 1 人当たり月額 5,000 円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。
- ※ 児童手当の認定請求を失念する等して、平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成 27 年 5 月 31 日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

支給対象児童

支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童です。

支給額

対象児童 1 人につき 3,000 円（1 回限り）

基準日

平成 27 年 5 月 31 日

申請手続

- 1 申請書に必要事項を記入、押印します。
- 2 同封の返信用封筒に入れ、申請受付期間内に投函してください。

記入例は裏面をご覧ください。

申請受付期間

平成 27 年 6 月 15 日（月）～11 月 30 日（月）（当日消印有効）

- ※ 受付期間を過ぎた申請は無効です。必ず期間内に申請してください。
- ※ できる限り、児童手当・特例給付現況届と同時に 6 月 30 日（火）までに提出してください。

給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。なお、給付金の支給については、第 1 回目の振込みを 10 月下旬に行う予定です。

ご注意

この申請書は、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる可能性がある方にお送りしています。

受付・審査後に対象とならなかった場合（特例給付に該当する場合など）は、給付することはできません。

照会先

箱根町福祉部子育て支援課 電話 0460-85-9595
厚生労働省 給付金問い合わせ・相談窓口 専用ダイヤル 0570-037-192
<http://www.2kyufu.jp/>



注意事項

- 期限までに申請がされなかった場合は給付金の受給を辞退したこととなります。
- 申請書の記入間違いなどで振込ができず、平成 27 年 12 月 28 日（月）までに箱根町が申請者などに連絡・確認できない場合には、給付金の申請が取り下げられたものとなります。申請書は間違いのないように記入してください。
- 児童手当振込口座及び平成 26 年度の子育て世帯臨時特例給付金の受給口座（箱根町から支給を受けたものに限り。）以外を指定する場合は、本人や口座を確認できる書類が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

給付金の詳しい内容は
ホームページで確認じゃ



